

大気汚染防止法に基づく一般排出基準

物質		排出基準:mg/m <sup>3</sup> N	施設
ばい煙	硫黄酸化物	地域の区分ごと, 排出口の高さごと	
	ばいじん	0.05~0.50 g/m <sup>3</sup> N	施設の種類, 規模および新設, 既設ごと
	カドミウムおよびその化合物	1.0	カドミウム顔料などの乾燥施設, カドミウム化合物を原料とするガラス製造用の焼却炉, 溶融炉
			銅, 鉛, 亜鉛の精錬用のばい焼炉, 転炉, 溶解炉, 乾燥炉
	鉛およびその化合物	30	銅, 鉛, 亜鉛の精錬用の焼結炉, 溶鋳炉
		10	鉛の二次精錬・二次製品(管, 板, 線, 鉛蓄電池, 鉛系顔料)用の溶鋳炉
	塩素および塩化水素	30 (Cl <sub>2</sub> )	塩素反応施設・吸収施設など
		80 (HCl)	
		700 (HCl)	廃棄物焼却炉
	フッ素, フッ化水素およびフッ化ケイ素	3.0	アルミニウム製錬電解炉(排出口)
		1.0	アルミニウム製錬電解炉(天井系)
		10	フッ化物を用いるガラス焼成炉, 溶融炉
			リン, リン酸, リン酸肥料製造用などの反応施設, 濃縮施設, 溶解炉の一部
		15	フッ酸, トリポリリン酸ソーダ製造用施設の一部(吸収施設など)
	20	過リン酸石灰製造用の反応施設など	
窒素酸化物	130~180 ppm	施設の種類, 規模および新設, 既設ごと	
揮発性有機化合物(VOC)	400 ppmC (一例)	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設で送風能力が7000 m <sup>3</sup> h <sup>-1</sup> 以上のもの	
		工場製品の洗浄施設(乾燥施設を含む)で, 洗浄剤が空気に接する面の面積が5 m <sup>2</sup> 以上のもの	
	400~60 000 ppmC	施設の種類および規模ごと	
粉じん	一般粉じん	量的規制は行わない	
	特定粉じん 石綿	敷地境界線において石綿繊維10本/L	石綿製品製造工場
有害大気汚染物質	ベンゼン	50~1500 * <sup>1</sup>	施設の種類, 規模および新設, 既設ごと
	トリクロロエチレン	150~500 * <sup>1</sup>	施設の種類, 規模および新設, 既設ごと
	テトラクロロエチレン	150~500 * <sup>1</sup>	施設の種類, 規模および新設, 既設ごと

\*<sup>1</sup> 指定物質抑制基準.

有害大気汚染物質にかかわる指針値

物質	指針値 * <sup>1</sup> 単位: μg/m <sup>3</sup>
アクリロニトリル	2
塩化ビニルモノマー	10
水銀およびその化合物	0.04
ニッケル化合物	0.025
クロロホルム	18
1,2-ジクロロエタン	1.6
1,3-ブタジエン	2.5

\*<sup>1</sup> 1年平均値.